

当院内科通院中の患者さまへ

令和6年度診療報酬改定に伴い、糖尿病・高血圧・脂質異常症が「特定疾患療養管理料」の対象疾患から除外され、より厳格に治療管理を行うよう「生活習慣管理料」の対象疾患に移行されました。当院でも6月1日より、糖尿病・高血圧・脂質異常症のいずれかを主病名とする患者様においては「生活習慣病管理料」へ移行することとなり、医師および必要に応じて、看護師、薬剤師、リハビリ、栄養士等の多職種と協働で計画を策定し説明と同意のもと実施していくこととなります。初回にあたり、療養計画書の説明を受けご署名をいただく必要がありますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

また、糖尿病で透析予防についての指導が必要な方の「予防指導管理料」に新たに慢性腎臓病も加わりました。

上記の移行にあたり、患者さまの自己負担額が上がる場合がございますので、ご了承の程宜しくお願いいたします。

泉北藤井病院 院長